

# 新型コロナウイルスワクチンの

## ○交互接種について

追加接種では初回接種と異なるワクチンの接種が認められています。集団接種および町内医療機関では、ファイザー社製と武田・モデルナ社製ワクチンを使用します。接種日によってワクチンが異なりますので注意してください。

## ○集団接種の予約を開始します

2回目接種が①令和3年6月24日までに完了している18歳以上の方と、②7月24日までに完了している**65歳以上の方**を対象に集団接種の予約を開始します。(対象者には接種券が発送されています)

**【予約期間】** ①の対象の方：2月7日(月)～9日(水) ②の対象の方：2月14日(月)～16日(水)

※電話・予約サイトとも初日は8時30分から受付を開始し、予約最終日は17時30分で締め切ります。

**【予約方法】** 町予約専用コールセンターへ電話もしくは町ワクチン接種予約サイトより予約してください。

町予約専用コールセンター 0570-055-833 (受付時間 予約受付期間中の8時30分～17時30分)  
 町ワクチン接種予約ホームページアドレス (予約受付期間中は24時間受付)  
<https://taskcore.tkc.jp/cu/143821/r1/residents/procedures/procedure/1/0>



2次元コード→

対象者 (箱根町に住居票のある方)	接種予定					
①令和3年6月24日までに2回目接種を完了した18歳以上の方 (予約期間：2月7日～9日)	日にち	2月13日	2月15日	2月16日	2月18日	2月20日
	曜日	日	火	水	金	日
	使用ワクチン	モデルナ	ファイザー	モデルナ	ファイザー	モデルナ
	受付時間	9時～15時30分				
②令和3年7月24日までに2回目接種を完了した <b>65歳以上の方</b> (予約期間：2月14日～16日)	日にち	2月21日	2月23日	2月24日	2月27日	3月3日
	曜日	月	水(祝)	木	日	木
	使用ワクチン	ファイザー	モデルナ	モデルナ	ファイザー	ファイザー
	受付時間	9時～15時30分				
会場	さくら館	さくら館	さくら館	さくら館	さくら館	
会場	さくら館	役場本庁舎	さくら館	さくら館	さくら館	

## ○医療機関での接種予約について

町内の次の医療機関でも接種ができます。各医療機関へ直接予約してください。  
 また、町外の医療機関にかかりつけ医がいる方は、接種が受けられる場合がありますので、かかりつけの医療機関へ直接相談してください。

医療機関名 (住所)	予約方法	接種対象者
土屋医院 (湯本613)	電話予約 ☎85-5034	接種券をお持ちの18歳以上の方
郷医院箱根小涌園診療所 (二ノ平1274-84)	電話予約 ☎82-2672	接種券をお持ちのかかりつけ患者およびその家族
仙石原永井医院 (仙石原984)	電話予約 ☎84-8295 (電話後に来院し、説明・予約)	接種券をお持ちのかかりつけ患者およびその家族(受診歴のある方)
箱根リハビリテーション病院 (仙石原1285) ※駐車場には限りがあります。	①電話予約 ☎84-9111 ・受付時間 平日9時～17時 ・キャンセルは前日17時まで ②WEB予約 <a href="https://www.kensei-hakone.jp/stopcovid19/">https://www.kensei-hakone.jp/stopcovid19/</a> (注) できる限りWEB予約を利用してください。	接種券をお持ちの18歳以上の方 住民登録が箱根町以外の方は問い合わせてください。



(2ページへ続く)

# 追加接種(3回目)が始まります

## ○3回目の接種券発送スケジュール

今後の追加接種用接種券の発送スケジュールは次のとおり予定しています。また、町から接種券が発送されるより前に3回目接種の予定がある方や、ご自身の接種券発送時期を過ぎても接種券が届かない場合は、ワクチン接種対策室へ連絡してください。

追加接種用の接種券は予診票と一体になっている「接種券付き予診票」です。前回の様式とは異なります。

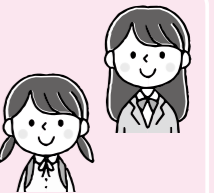
年代	2回目接種完了時期	接種券発送時期
65歳以上 (昭和32年4月1日生まれまで)	7月24日までの方	発送済
	7月25日～9月中旬	2月下旬
	9月下旬～10月中旬	3月下旬
64歳以下 (昭和32年4月2日以降生まれ)	6月24日までの方	発送済
	6月25日～8月中旬の方	2月下旬
	8月下旬～9月中旬の方	3月下旬

※2回目のワクチン接種後に箱根町へ転入した場合は町から接種券が発行されません。「接種券発行申請書」により申請が必要ですので注意してください。

照会先 保険健康課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎85-9577



## 子育て世帯生活支援特別給付金をまだ申請されていない方へ



低所得の子育て世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、特別給付金を支給しています。

**支給対象** 『アとイ』または『アとウ』に当てはまる方

- ア) ひとり親世帯以外の方
- イ) 令和3年度4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者で、令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当の水準となった方
- ウ) 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童を養育している方で住民税が非課税、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、収入が住民税非課税相当の水準となった方

**対象児童** 平成15年4月2日以降生まれた児童 ※障がい児は平成13年4月2日生まれ以降の児童

**支給額** 児童1人当たり5万円

**申請期間** 2月28日(月)まで

**申請方法** 子育て支援課窓口で申請書類を記入のうえ、下記必要書類を用意してください。

- 必要書類**
- ①申請者・配偶者の本人確認書類写し
  - ②受取口座確認書類(通帳等の写し)
  - ③収入(所得)額等を証する書類(家計状況に関する書類、給与明細等) ※申請する月に可能な限り近接した月のもの

**支給方法** 申請書審査後、児童手当・特別児童扶養手当を支給している口座、または子育て支援課窓口にて指定していただいた口座に振り込みます。

◎令和3年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者でかつ令和3年度住民税が非課税の方には支給済みです。

照会先 子育て支援課 ☎85-9595